

栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金支給業務  
質問内容及び回答

栃木県産業労働観光部経営支援課

No.	該当箇所	質問内容	回答
1	仕様書	4(1)アについて 申請は郵送と電子申請であるが、前回の休業協力金の申請割合は、おおよそどのくらいであったのか。	前回、4月の休業協力金の割合は、おおよそ郵送2：電子1でした。
2	仕様書	4(3)アについて 先に、コールセンターが稼働していますが、今回の支給業務に係る電話対応の業務との区分はどのようになるのか。	申請の前後による区分を想定しています。 ○コールセンター業務 申請予定者を対象とした「基本情報、申請書の書き方」などの案内 ○支給業務 申請者を対象とした「書類の受理・補正・審査状況」などの対応
3	仕様書	4(3)ア・イについて ホームページはいつ頃、開設したら良いか。	申請開始が1/25(月)であるため、円滑な電子申請が可能となるよう、周知を含め速やかに開設してください。
4	仕様書	4(3)アについて 電子申請は、いつから稼働させたら良いか。	申請開始となる1/25(月)9:00から利用できるようにしてください。
5	その他	栃木県知事が1/12に国に対して緊急事態宣言対象の追加要請をされたようだが、今後協力金についても地域などの拡大される予定はあるか。	今後の感染状況によっては、地域や対象等が拡大される可能性があります。